

「ひと」のチカラを育むまち ～輝く人づくり～

1 人権尊重のまちづくり

1 10年後に目指したい将来像

性別、性的指向、性自認、年齢、障害、国籍、出身などを理由としたあらゆる差別や偏見をはじめとする人権侵害が解消し、すべての人の人権が尊重され、一人一人の多様性を認め合い、共に支え合い、誰一人取り残すことなく自分らしく生きることができ共生社会の実現に向けて、市民の関心が高まる中で、取り組みが進められています。

2 10年後に避けたい三田の状況

3 10年後に目指したい三田の状況

取り組み

A	障害者や高齢者、子どもをはじめとする社会的弱者や少数者が虐待、暴力や差別などの人権侵害を受けたり、生きづらさを感じています。	➡	一人一人の人権が尊重され、個性や多様性が認められるなど、誰もが自分らしく生き、安心して暮らすことができます。	①
B	部落差別による結婚差別をはじめ、身元調査や差別落書き、インターネットを悪用した人権侵害などが発生しています。	➡	部落差別を許さない意識が浸透し、人権を侵害する差別事象がなくなり、差別の結果存在する課題が、解消しています。	②
C	ジェンダー平等が進まず、個人の意欲や能力が十分に発揮できない状況が生じています。また、配偶者暴力により生きづらさを抱えている人が増えています。	➡	ジェンダー平等が浸透し、女性の参画や活躍が進んでいます。誰もが安全で安心して暮らせる、暴力を許さない地域社会が構築されています。	③
D	外国人市民が文化や慣習の違いなどを理解されず、地域社会から孤立しています。	➡	相互の理解・尊重のもと、外国人市民が地域住民と共に、日常生活及び社会生活を不安なく営むことができます。	④
E	性的少数者(性的マイノリティ)の人々があるまの性を家族や周りに理解されず、生きづらさを感じています。	➡	誰もが多様な性を認め合い、性的少数者の人々を自然と受け入れることができます。	⑤
F	戦争を語り継ぐ人が少なくなるなど、恒久平和に対する関心が薄れています。	➡	戦争の悲惨さと恒久平和の尊さが多くの人々の間で語り継がれ、認識されています。	⑥

5 成果指標

新規・継続	取り組み	指標名	単位	指標の目指す方向性	累計・単年度	基準値(基準年)	目標値(R8)	指標の算出方法・算出根拠
新	①	人権に関する総合相談窓口利用者	人	↑	単年度	192(R2)	250	人権推進課の総合相談窓口利用者の人数
新	②	三人考小学校区人権研修会の参加者	人	↑	単年度	1,534(R1)	1,600	三田市人権を考える会小学校区地域部会の全体研修会の参加者の人数
新	③	自治会の役員における女性の割合	%	↑	単年度	21.0(R2)	30	地域における男女共同参画の促進(全自治会の女性の役員の合計人数/全自治会の役員の合計人数)
新	④	国際交流プラザ延べ利用者数	人	↑	単年度	3,351(R2)	5,000	国際交流プラザの利用者(外国人・日本人)の人数

4 取り組み

市民

- ◆人権に関心を持ち、人権学習等により正しい知識を身につけるとともに、当事者意識や人権尊重意識を高めます。
- ◆日頃から個性や多様性を認め合うとともに、差別を容認、助長したり人権の侵害につながる行為は行いません。
- ◆共に支え合う社会の一員としてできることに取り組みます。
- ◆障害の特性等に応じて障害者への配慮に努めます。
- ◆男女(だれも)が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、個性と能力を十分に発揮します。
- ◆多様な国・地域の文化・慣習を理解・尊重し、やさしい日本語により積極的に外国人とコミュニケーションを図ります。

事業者・団体等

- ◆人権意識の高揚を図り、人権の尊重に取り組みます。
- ◆福祉施設内での虐待防止や権利擁護に取り組みます。
- ◆障害を理由とした差別的取り扱いをしません。合理的配慮の提供に取り組みます。
- ◆女性登用機会の積極確保と、意思決定に男女共同参画の視点や女性意見を反映できる仕組みづくりに努めます。
- ◆外国人人材を適正に受入れ、外国人市民が地域で安心して生活できるよう行政・地域と連携し支援します。
- ◆犯罪被害者等がその被害にかかる刑事手続きに適切に関与できるよう、就労及び勤務に十分配慮します。

行政

① 多様性を認め合い支え合う共生社会の推進

共生社会の実現に向けて人権尊重意識のさらなる高揚を図るため、様々な教育・啓発を推進し、人権課題への関心と理解を高めます。社会的弱者や少数者など誰一人として取り残さない視点をもって、総合的な相談支援をはじめ、あらゆる施策を推進し、一人一人の多様性を認め合い、人と人が支え合い、共に生きる地域社会づくりを進めます。

② 部落差別などあらゆる差別解消の取り組み

部落差別などあらゆる差別の解消に向けて、家庭や学校、地域社会等あらゆる場をとらえて、教育・啓発活動を推進します。市民の不安や悩みに寄り添い、相談・支援の充実を図るとともに、差別を助長したり差別につながる行為を抑止する取り組みを進めます。

③ 男女共同参画・女性活躍の推進とDV被害者の相談支援体制の充実

固定的な性別役割分担意識や性差による偏見の解消を図るとともに、職場や地域など、あらゆる分野で女性が参画し活躍できるまちづくりを進めます。また、児童福祉部門など関係機関との連携により相談支援体制を強化し、あらゆる家庭内の暴力の根絶に向けた予防啓発に取り組みます。

④ 多文化共生施策の推進

行政情報等の多言語化、日本語教育の推進、相談体制の強化等、外国人市民へのコミュニケーション支援や生活支援について、各種団体や事業者等と連携した取り組みを進めます。また、国際理解や多文化共生について広く啓発を行い、外国人への差別や偏見の解消を図ります。

⑤ 性的少数者(性的マイノリティ)への支援と理解促進

性的少数者の多様な生き方や個性、価値観を認め合い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現をめざし、教育・啓発や研修に取り組みます。

⑥ 平和施策の推進

世界恒久平和を願う市民の願いを発信し、戦争の悲惨さや幸福な社会の礎である平和の尊さを、未来を担う若い世代に引き継いでいく啓発活動を推進します。平和施策の推進を通じて、全ての人の生命や人権を尊重し、寛容さをもって相互理解を深め、共生していく市民意識を醸成し、心豊かで安心な市民生活の進展を図ります。

◆主要な条例・規則◆

(仮)三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例、三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例、三田市犯罪被害者等支援条例

◆関連計画◆

三田市人権施策基本方針、三田市子ども・子育て支援事業計画、三田市いじめ防止基本方針、三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、三田市障害者福祉基本計画、三田市多文化共生推進基本方針、三田市男女共同参画計画